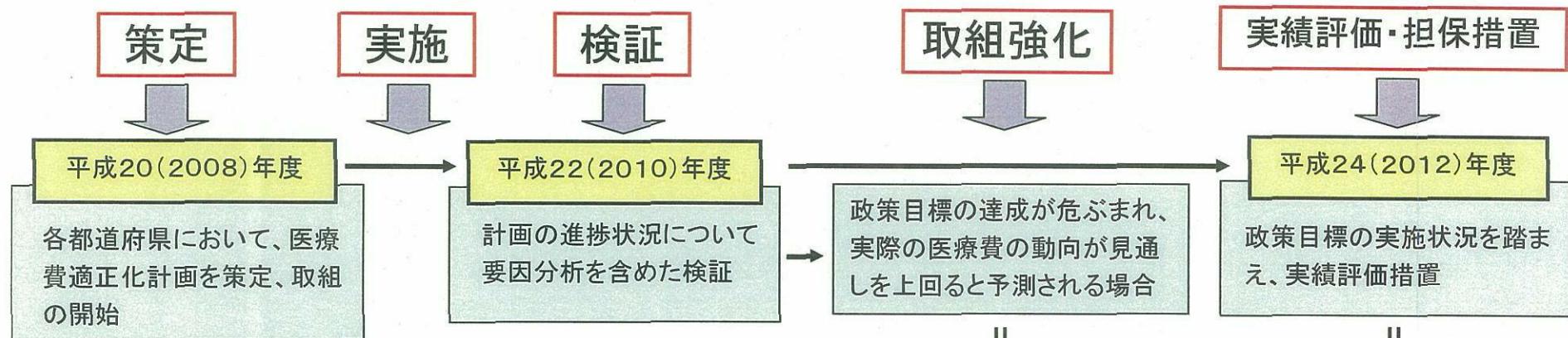


## 都道府県医療費適正化計画の策定、実施、検証、取組強化の流れ



- ・ 健康増進計画、医療計画、介護保険事業支援計画の見直しを含め、関係者それぞれの取組を強化。
- ・ 必要があれば、都道府県は国に対し、診療報酬体系に関する意見具申。
- ・ 後期高齢者医療制度及び国民健康保険において、各都道府県の平均在院日数に係る政策目標の実施状況を踏まえ、費用負担の特例を設ける。
- ・ 医療保険者による後期高齢者医療支援金(仮称)の負担額等について、糖尿病等の予防対策に関する政策目標の実施状況を踏まえた加算・減算の措置を講じる。
- ・ 都道府県は、国に対し、医療費適正化に資する特例的な診療報酬の設定について申し出しができることとし、国は、これを踏まえ、当該都道府県のみに適用される特例的な診療報酬を設定することができるところとする。